

大雪に伴い被災された地域にお住まいのお客さまに対する

電気料金の特別措置について

2020年12月23日

大和ライフエナジア株式会社

2020年12月16日から大雪に伴い、被災された皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

弊社は、このたびの大雪の影響で災害救助法が適用された都道府県および隣接する地域のうち、お申し出いただいたお客さまに対して、以下のとおり電気料金等の特別措置を適用させていただきます。

<特別措置の申込方法>

弊社による特別措置の対象地域で被災されたお客さまからのお申し出に応じて特別措置を適用させていただきます。特別措置の適用をご希望されるお客さまは、お手数ですが弊社コールセンターまでご連絡ください。

【コールセンター】

0120-49-7133 ※一部IP電話からは03-5549-7133へお掛けください。

受付時間：土日祝日を除く午前9時～午後6時

<特別措置の内容>

1.支払期日の1ヵ月延長

2020年11月分（12月17日以降に支払期日を迎えるものに限ります。）、12月分、2021年1月分および2月分の電気料金について、支払期日（支払い義務発生日の翌日から30日目）を1ヵ月間延長いたします。

2.不使用月の電気料金の免除

被災日から引き続き全く電気を使用していない場合には、被災日が属する月分の次の月分の電気料金から6ヵ月間に限り、電気料金を申し受けません。

3.被災により使用できなくなった設備の基本料金免除

災害により電気設備が一時使用不能となった場合、2021年6月末日までの間は、復旧するまで使用ができない設備に相当する基本料金は申し受けません。

<特別措置の対象地域> （2020年12月17日時点）

本日時点での特別措置の適用地域については、2020年12月17日に国の定める災害救助法の適用地域

および、当該地域に隣接する地域となります。

【災害救助法の適用地域】

≪新潟県≫

南魚沼市、南魚沼郡湯沢町

【上記地域に隣接する地域】

≪群馬県≫

吾妻郡中之条町、利根郡みなかみ町

≪新潟県≫

十日町市、魚沼市、中魚沼郡津南町

≪長野県≫

下水内郡栄村

■上記適用地域については、内閣府による「災害救助法の適用都道府県」に準じて更新されます。最新情報については、「内閣府発表_災害救助法の適用状況」をご参照ください。

http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html

以上

お客さまコールセンター

TEL **0120-49-7133**

営業時間：9：00AM～6：00PM／土日祝日を除く

一部IP電話からは03-5549-7133へおかけ下さい